

『重要事項』

J B R C 会員入会ご相談前のご確認事項

JBRC 会員入会のご検討ありがとうございます。内容をご確認のうえ、
ご了承いただけたら、ご入会のご相談（「入会事前調査・回答票」の
ご提出）をお願いいたします。

目次

1. はじめに
2. J B R C の概要
3. 会員資格
4. 入会金及び会費
5. 使用済み小型充電式電池の回収・再資源化フロー概要
6. 情報の公開
7. 回収対象電池

【参考資料】資源有効利用促進法の概要

（J B R C の回収・再資源化に関する内容）

1. はじめに

2001年4月、「資源の有効な利用の促進に関する法律」（以下、資源有効利用促進法）の施行により、小型充電式電池メーカー（輸入者含む）及び小型充電式電池使用機器メーカー（輸入者含む）に、使用済み小型充電式電池の回収・再資源化が義務付けられた。一般社団法人 電池工業会は、これらの義務を電池メーカー及び機器メーカーが共同で果たすことを目的に、電池工業会内に『小形二次電池再資源化推進センター』（以下、センター）を発足させ、まず87社の回収・再資源化システム運営参画者（会員）を得て、回収・再資源化事業を開始した。

２００４年４月、センターはさらなる飛躍を目指し、電池工業会から分離し『有限責任中間法人ＪＢＲＣ』として独立した。そして、２００９年６月、公益法人制度改革に伴って、『一般社団法人ＪＢＲＣ』（以下、ＪＢＲＣ）に名称変更した。

センター発足以来、J B R Cの回収・再資源化システムの運営に参画して自らの責務を果たすことを希望するメーカーについては、会員受け入れを行ってきた。

2. J B R C の概要

- (1) 名 称 一般社団法人 J B R C
(英文名 Japan Portable Rechargeable Battery Recycling Center)
- (2) 事務所 〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館
TEL : (03) 6403-5673 FAX : (03) 6403-5683
- (3) 事業目的及び事業内容
- ① J B R C 会員が製造販売及び輸入販売した次に掲げる種類の小型充電式電池の回収・再資源化
- ・密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）
 - ・密閉形ニッケル・水素蓄電池（ニッケル水素電池）
 - ・リチウム蓄電池（リチウムイオン電池）
- ② 日本国内における小型充電式電池の自主回収及び再資源化業務の効率化
- ③ 会員から徴収する会費収入に基づく健全な収支管理
- ④ 事業者・自治体・関係団体等に向けてリサイクル推進の協力要請及び連携
- ⑤ リサイクル事業の継続的かつ安定を目指して会員拡大と排出場所の全国展開
- ⑥ 小型充電式電池のリサイクル促進に関する広報・情報発信と安全啓発
- ⑦ 小型充電式電池の回収状況・再資源化状況の公表
- ⑧ その他

3. 会員資格

(1) 会員の資格

下記の者は入会申請することができる。

- ① 小型充電式電池の国内製造・国内販売事業者
- ② 小型充電式電池使用機器の国内製造・国内販売事業者
- ③ 小型充電式電池の輸入・国内販売事業者
- ④ 小型充電式電池使用機器の輸入・国内販売事業者

(2) 入会方法

入会希望事業者は、J B R C に所定の入会申請書（書式は J B R C に要求）及びその他必要書類を提出する。そして、J B R C 理事会による審査・承認が得られた事業者は、会員として認められる。

定款抜粋

第5条（会員資格）

以下の事業者、法人、団体は、J B R C の社員（以下、「会員」という）となる資格を有する。

- (1) 小形二次電池の国内製造・国内販売事業者
- (2) 小形二次電池使用機器の国内製造・国内販売事業者
- (3) 小形二次電池の輸入・国内販売事業者
- (4) 小形二次電池使用機器の輸入・国内販売事業者
- (5) 一般社団法人電池工業会
- (6) その他、次条第3項又は第9条第3項に基づき理事会が承認する法人及び団体

第6条（入会）

- 1 前条に定める資格者で J B R C の会員になろうとするものは、別に定める入会申請書を J B R C に提出することができる。
- 2 J B R C は、前条の(1)から(4)の会員資格を有するものから申請があった場合は、別途定める審査基準に従い、理事会の承認をもって入会を認め、会員としての証明書を交付する。
- 3 前2項のほか、J B R C は、回収を法律上義務付けられていない小形充電式電池使用機器の製造・販売事業者又は輸入販売事業者及び法人、団体から申請があった場合、別途定める審査基準に従い、理事会の承認をもって、入会を認め、会員としての証明書を交付することができる。
- 4 会員は、その権利義務を行使する一人の日本国在住者（以下、「会員代表者」という）を定め、J B R C に会員代表者の氏名及び連絡先を届けるものとし、会員代表者を変更した場合は、速やかに J B R C 所定の変更届を提出しなければならない。会員代表者が氏名又は連絡先を変更した場合も同様とする。

4. 入会金及び会費

(1) 入会金

①入会を認められた会員は、入会金を納付する。(入会金：100,000 円)

入会金の返金はしない。

②入会する年度以前に日本国内での電池の国内販売実績または輸入販売実績がある場合は、各年度の会費相当額を追加入会金として納付する。

(2) 会費

①会員は、当年度の各種小型充電式電池の国内販売重量実績（電池パック重量）を、半期毎に J B R C に報告し、それに基づく会費を半期毎に J B R C に納付する。

・ 上期会費：3 月－8 月分の販売重量実績を 9 月に報告し、10 月支払い。

・ 下期会費：9 月－2 月分の販売重量実績を 3 月に報告し、4 月支払い。

②新規入会者の入会年度の会費については、入会月にかかわらず入会年度分（上期会費分及び下期会費分）の販売重量実績を報告し、それに基づく会費を納付する。

③会費は、電池種類別、電池メーカー・機器メーカー別に設定されたリサイクル単価に各電池の販売重量を乗じて算出される。リサイクル単価は毎年見直しを行う。

但し、算出した金額が会費規約にて定められた下限会費に満たない場合は、下限会費を納付する。

④電池メーカー会費と機器メーカー会費の基本区分事例

・ J B R C で行う事業のための費用は、電池メーカーと機器メーカーが共同事業者として、それぞれ 2 分の 1 ずつ負担することを原則としており、電池メーカー会費＋機器メーカー会費で、100%徴収となる。

・ 電池メーカーは、自社が直接国内消費市場に販売した電池については、電池メーカー会費と機器メーカー会費の両方を負担する。

・ 機器メーカーは、自社が電池を輸入し国内で機器に組み込み販売、または電池組み込み機器・同梱機器を輸入して国内消費市場に販売した場合は、電池メーカー会費と機器メーカー会費の両方を負担する。

※電池メーカー：電池の製造・販売事業者及び輸入事業者

機器メーカー：電池使用機器の製造・販売事業者及び輸入事業者

⑤ J B R C は必要な場合、会員の販売実績報告内容について監査することができる。

5. 使用済み小型充電式電池の回収・再資源化フロー概要

会員が製造・販売し、使用済みになった小型充電式電池は、J B R C登録排出場所に集められる。集められた小型充電式電池はJ B R C広域認定証に登録のある収集運搬業者により引き取りが行われ、J B R Cが業務委託する小型充電式電池リサイクラーに運搬される。最終的に、リサイクラーにより再資源化処理が行われ、有用資源として再生される。

J B R Cは、小型充電式電池の回収・再資源化システムに関して、廃棄物処理法に基づく『広域認定』を取得している。

産業廃棄物 広域認定

- ・ 基準となる法律 : 廃棄物処理法第15条の4の3
- ・ 認定番号 : 第39号
- ・ 認定日 : 平成16年(2004年)12月2日
- ・ 産業廃棄物の種類 :
一般社団法人J B R Cに所属する会員企業が製造又は輸入し、かつ販売した小形充電式電池(密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池、密閉型ニッケル・水素蓄電池及びリチウム蓄電池)及び小形充電式電池が組み込まれたポータブル蓄電装置が産業廃棄物となったもの

一般廃棄物 広域認定

- ・ 基準となる法律 : 廃棄物処理法第9条の9
- ・ 認定番号 : 平成30年第4号
- ・ 認定日 : 平成30年(2018年)9月3日
- ・ 広域認定に係る特例の対象となる廃棄物の種類 :
廃密閉型蓄電池(密閉型アルカリ蓄電池又は密閉形リチウム蓄電池が一般廃棄物となったもの)

J B R Cの回収システム



JBRC会員

電池メーカー、電池使用機器メーカー及びそれらの輸入事業者等で構成

協力店

電器店、スーパーマーケット、ホームセンター、自転車店など。
一般消費者が不要になった小型充電式電池を店舗に持ち込み下取りすることで産廃として回収

事業者

会員会社、サービスセンター、工事・ビルメンテナンス事業者など。
事業で使用し不要となった小型充電式電池を産廃として回収

自治体

自治体が家庭ごみで回収した小型充電式電池及び一般消費者が自治体に持ち込んだ小型充電式電池を一廃として回収

収集運搬業者

JBRCが委託する運搬業者が各排出者から回収

リサイクラー

JBRCが委託するリサイクラーで小型充電式電池を再資源化

6. 情報の公開

J B R Cは、ホームページ（<https://www.jbrc.com>）で小型充電式電池の回収・再資源化活動状況を公開している。

7. 回収対象電池

J B R C の回収対象電池は、原則、以下の通りとする。

- (1) 会員企業の使用済み小型充電式電池およびモバイルバッテリー
- (2) 「資源有効利用促進法」第 26 条第一項の政令で定める 29 製品（指定再資源化製品を部品として使用する製品）から取り外された電池および 29 製品以外で、会員企業が J B R C に回収を希望する電池
なお、車載用、バイクなどナンバープレートを要する乗り物の電池は回収対象外

- (3) 電池の種類 ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池

- (4) 電池の形態
- ・ハードケース等に入っている電池パック
 - ・乾電池形状（円筒型）の小型充電式電池
 - ・モバイルバッテリー（本体回収）＊
＊携帯電話・スマートフォンへの充電を主機能とする
小型充電式電池が組み込まれたポータブル電源装置
（AC 出力のあるポータブル電源装置は回収対象外）

- (5) 電池の回収条件

① 製品条件

- ・寸法 230 mm×300 mm×150 mm 以下
- ・重量 5kg／個 以下
- ・対象 電池パック

なお、電池パックの構成品として制御機器、金属ケース等がないこと
（事前解体作業が不要であること）

② 表示条件

- ・（登記）会員法人名の記載
- ・リサイクルマークの表示
- ・リチウムイオン電池については、電池正極活物質中の最大含有金属、及び主金属のリサイクルを阻害する金属を表す番号（サフィックス）の表示

「小型充電式電池の識別表示ガイドライン（リサイクルマーク）」（電池工業会発行 第 8 版 2020 年 3 月）

Li-ion S₁S₂

S₁ 正極活物質中の最大含有金属

0：コバルト 1：マンガン 2：ニッケル 3：鉄

S₂ 主金属のリサイクルを阻害する金属

0：なし

1：単電池重量に対して単電池含有分のスズ（Sn）が 1.0wt% を越えて含有

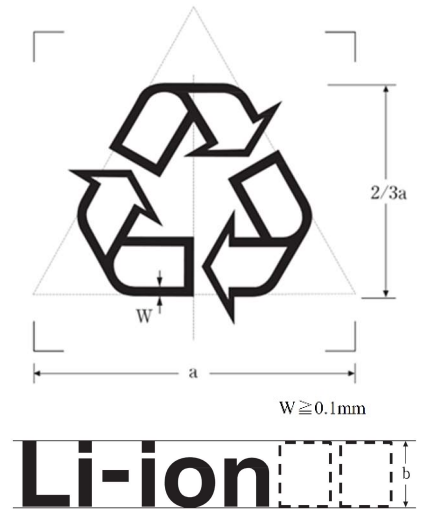
2：単電池重量に対して単電池含有分のリン（P）が 0.5wt% を越えて含有

リサイクルマークの表示例

(「小型充電式電池の識別表示ガイドライン (リサイクルマーク)」(電池工業会発行 第8版 2020年3月) より)

<スリーアローマーク>

- 面積($a \times a$) : 9mm^2 以上であり、かつ、
表示面の面積の3%以上であるか、
又は 25cm^2 以上とする。
- 線幅W : 0.1mm 以上 (黒を推奨)
- 識別色 : ニカド電池
黄緑系統を推奨 (基準色 PANTONE389c)
ニッケル水素電池
橙色系統を推奨 (基準色 PANTONE1375c)
リチウムイオン電池
青色系統を推奨 (基準色 PANTONE312c)
なお、識別色無でも可



※表示面の面積は、ラベルの面積ではなく、
スリーアローマークを表示している面の面積。

<文字>

大きさ : JIS Z8305 に規定する 6 ポイントの活字以上 (2.1 mm相当以上)

高さ b : スリーアローマークの一边 a の $1/5$ 以上

※なお、登記法人名の文字大きさも同等以上を要求値とする。

③ 安全性

- ・ J I S C 6 2 1 3 3 または I E C 6 2 1 3 3 適合品
(P S Eマーク付きの電池パックは J I S C 6 2 1 3 3 - 2 を適合のこと)

④ 電池の状態

- ・ 電池に打痕や圧壊などの外部ダメージの無い電池
- ・ 電池パックから解体されていない電池
- ・ 膨張、変形、破損していない電池
- ・ 液漏れ、水濡れ、塩水浸漬されていない電池
- ・ 短絡防止処置が的確にされている電池
- ・ その他収集運搬・保管時に安全が確保できる電池

【参考資料】

資源有効利用促進法の概要（J B R Cの回収・再資源化に関する内容）

1. 小形二次電池に関するメーカーの義務

法が規定する製品	義務内容	電池メーカー	機器メーカー
指定表示製品 (分別回収表示)	小形二次電池へのリサイクル マークの表示	○	△
指定再利用促進製品 (リサイクル配慮設 計)	小形二次電池が使用されてい る旨の機器への表示及び取り 外し容易化設計など		○
指定再資源化製品 (回収・再資源化)	小形二次電池の回収	○	○
	小形二次電池の再資源化	○	
	回収のための広報啓発、情報 提供	○	○
	市町村で回収された小形二次 電池の引き取り	○	

[経済産業省二次電池リサイクルシステム検討会報告書（平成13年1月22日）より]

＊電池メーカー：小形二次電池を製造する事業者。小形二次電池の製造を他の事業者へ委託しており、その際、材料、設計、自己の商標の使用等に関する指示を行うなど実質的に製造を行っている事業者を含む。また、海外から小形二次電池を輸入し、国内で販売する事業者を含む。

（ただし、指定再資源化製品に基づく回収・リサイクルについては、小形二次電池使用機器メーカーが、二次電池使用機器を製造するにあたり部品として使用する小形二次電池につき上記指示を行っている場合においても、当該機器メーカーは電池メーカーではなく機器メーカーとしての役割を担うこととする。）。

＊機器メーカー：小形二次電池使用機器を製造する事業者。小形二次電池使用機器を他の事業者へ委託して製造しており、その際、材料、設計、自己の商標の使用等に関する指示を行っている事業者及び海外から二次電池使用機器を輸入し、国内で販売する事業者を含む。

2. 法の対象となる小形二次電池

- ①密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池………ニカド電池のこと
- ②密閉形ニッケル・水素蓄電池………ニッケル水素電池のこと
- ③リチウム蓄電池………実質的にリチウムイオン電池のこと

3. 指定表示製品：小形二次電池への表示（電池メーカー）

—経済産業省令第95号—

第1項に示された小形二次電池に、省令で規定されたマーク・記号を表示すること。

4. 指定再利用促進製品：小形二次電池使用機器の設計（機器メーカー）

—経済産業省令第93号、厚生労働省・経済産業省令第1号—

第2項に示された小形二次電池を使用する機器（下記（1）項の機器）について、下記（2）項の要求事項を実施すること（小形二次電池が記憶保持用に用いられる機器を除く。）。

（1）対象となる小形二次電池使用機器

（電気機器：24種）

電源装置	プリンター	アマチュア用無線機
電動工具	携帯用データ収集装置	ビデオカメラ
誘導灯	コードレスホン	ヘッドホンステレオ
火災警報設備	ファクシミリ装置	電気掃除機
防犯警報装置	交換機	電気かみそり（電池式のものに限る）
自転車（人の力を補うために電動機を用いるものに限る）	携帯電話用装置	電気歯ブラシ
車いす（電動式のものに限る）	MCAシステム用通信装置	非常用照明器具
パーソナルコンピュータ（その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む）	簡易無線用通信装置	電動式玩具（自動車型のものに限る）

（医療用機器：5種）

血圧計	電気マッサージ器	電気気泡発生器（浴槽用のものに限る）
医薬品注入器	家庭用電気治療器	

（2）要求事項

①構造の工夫

- ・はんだ付けによらない小形二次電池の取り付け方法の採用。
- ・小形二次電池の取り外しが容易である構造の採用、その他。

②再生資源の利用の促進のための表示等

- ・小形二次電池を使用する機器である旨を、機器及び取扱説明書その他の物品に表示又は記載すること。

③安全性等の配慮

④技術の向上

⑤事前評価

⑥情報の提供

- ・小形二次電池の取り外し方法その他に関する情報提供を行うこと。

5. 指定再資源化製品：小形二次電池の回収・再資源化（電池メーカー・機器メーカー）

—厚生労働省・経済産業省・環境省令第1号—

第2項の小形二次電池、及び第4－（1）項の機器に部品として使用された第2項の小形二次電池について、下記の回収・再資源化の要求事項を実施すること（小形二次電池が記憶保持用に用いられる場合を除く。）。

- （1）小形二次電池の回収方法、実行の確保に関する事項（電池メーカー・機器メーカー）
 - ①「使用済み小形二次電池」について排出者から回収する体制を整備すること
 - ②回収体制の整備は、他の指定再資源化事業者等と共同、又は単独で行うこと
 - ③回収体制の整備を行う際、小形二次電池または小形二次電池使用機器の修理、加工、小売販売の事業者、その他に必要な協力を求めること
 - ④小形二次電池の回収に関する業務を他のものに委託することができる
 - ⑤回収体制については、予め公表すること
 - ⑥使用済み小形二次電池の回収状況を毎年度公表すること
 - ⑦回収の実効性が確保されるよう、消費者からは無償で回収するとともに、排出者に対するインセンティブの付与その他必要な措置を講ずること
- （2）小形二次電池の再資源化の目標、実施方法に関する事項（電池メーカー）
 - ①電池製造事業者等は回収した小形二次電池を、金属又は金属化合物その他の再生資源として利用することができる状態とすること
 - ②再資源化に係る業務を他の者に委託することができる
 - ③再資源化目標は、回収した小形二次電池の重量に対する、再資源化物の重量合計の割合で表す。再資源化目標はニカド電池（60%以上）、ニッケル水素電池（55%以上）、リチウム二次電池（30%以上）とする。
 - ④再資源化の状況を毎年度公表すること
- （3）小形二次電池の引渡し実施方法に関する事項（機器メーカー）
 - ①機器製造事業者等は使用済み小形二次電池を自主回収したときは、小形二次電池の製造事業者または小形二次電池の輸入販売事業者に引き渡すこと。
ただし、回収した小形二次電池について、自ら又は再資源化を行い得る他の者に委託して再資源化を行うことを妨げない。
 - ②再資源化に係る業務を他の者に委託する事業者は、小形二次電池製造事業者等が遵守する再資源化の目標、実施方法に沿った処理を行うこと。
- （4）市町村との連携に関する事項（電池メーカー）
 - ①電池製造事業者等は、市町村が回収した小形二次電池の引き取りを求める場合に市町村が満たすべき引取条件について、あらかじめ公表すること
 - ②公表した条件に基づいて市町村から引き取りを求められた場合は、引き取ること。また、適切に分別回収されたものについては無償で引き取ること
- （5）その他自主回収・再資源化の実施に関し必要な事項（電池メーカー・機器メーカー）
 - ①使用済み小形二次電池の分別回収及び再資源化を促進し、回収体制が活用されるよう、必要な情報の提供及び普及啓発を行うこと

②使用済み小形二次電池の回収又は再資源化を行うときは、廃棄物処理法その他の関係法令に照らし適切であること

③他の者に実施を委託するときは、その業務が廃棄物処理法その他の関係法令に照らし適切である方法によって行われることを確保すること

(6) 廃棄物処理法上の配慮（電池メーカー・機器メーカー）

環境大臣は、廃棄物処理法の規定の適用に当たっては、自主回収及び再資源化の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

6. 回収・再資源化に関する認定（法第27条）

単独に又は共同して、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化を実施しようとするときは、主務省令（厚生労働省・経済産業省・環境省令第2号）の定めるところにより、法第27条の各号に適合していることについて、主務大臣の認定を受けることができる。